

○愛西市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年3月31日

訓令第15号

改正 平成22年3月30日訓令第10号

平成22年6月23日訓令第21号

平成24年3月15日訓令第8号

平成25年2月15日訓令第4号

平成28年3月31日訓令第47号

令和2年3月31日訓令第46号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第15条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適正な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために愛西市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) センターの担当する圏域の設定に関すること。
- (2) センターの設置に関すること。
- (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (4) その他協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議すること。

(協議会)

第3条 協議会は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (2) 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- (3) 介護サービス（介護予防）の利用者
- (4) 介護サービス（介護予防）の事業者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 学識経験者以外の委員は、就任の時の身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

（議事）

第7条 会議の議長は、会長が掌る。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議において必要があると認めるときは、利害関係を有する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、保険福祉部高齢福祉課に置く。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日訓令第21号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月15日訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第47号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第46号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。